

2 いじめの組織的な対応



※最新版を、<http://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf21.pdf> から、直接にダウンロードできます。

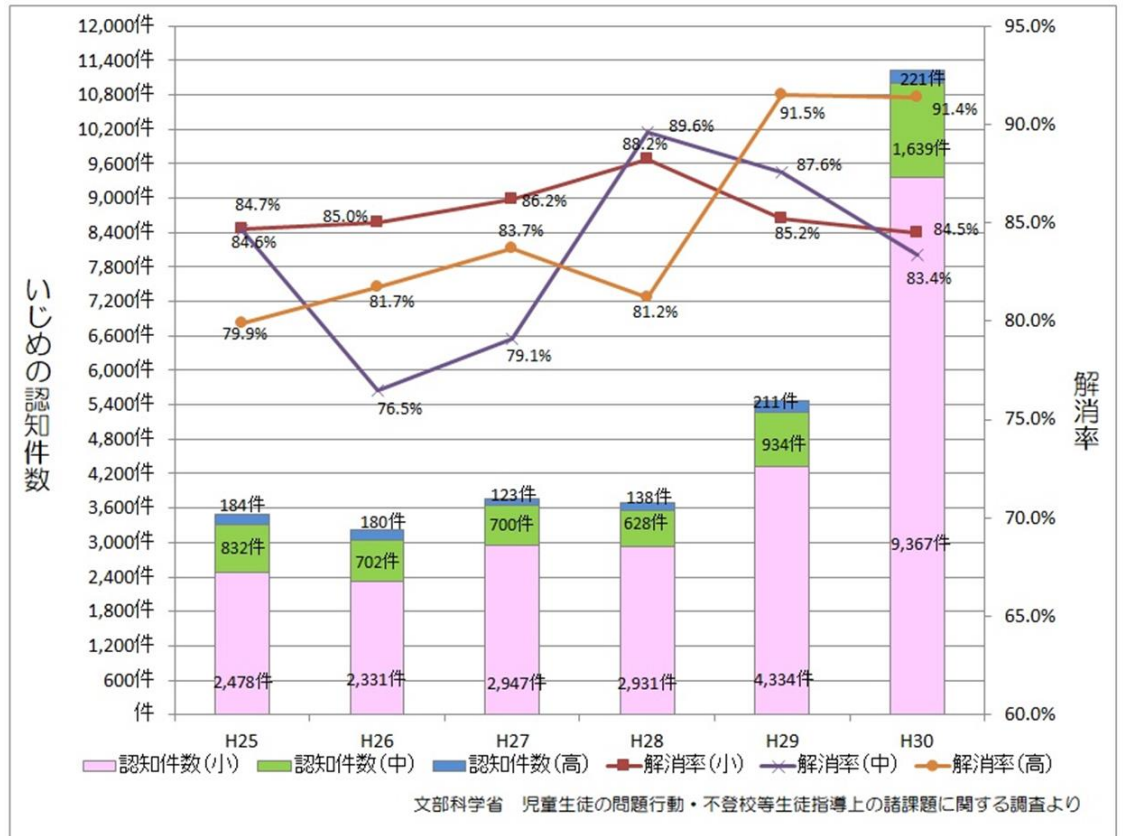
生徒指導リーフ

Leaf over the theory and practice on Seitoshidou!

いじめに関する
「認識の共有」と
「行動の一元化」

Leaf.21

大分県いじめの認知件数・解消率の推移（国公立小・中・高等学校）

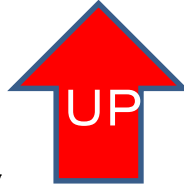


(1) いじめの認知件数

ポイント

速やかに学校いじめ対策組織に対し当該情報を報告し、組織的対応

平成30年度の認知件数(大分県全学校)・・・ 11,356件(29年度5,493件)
児童生徒1000人当たり(大分県全学校)・・・ **92.4**件(全国40.9件)



増加は、各学校がいじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組を進めている成果

国研の児童生徒調査に見るいじめの傾向

「仲間はずれ、無視、陰口などの暴力を伴わないいじめ」
された経験がある・・・**9割** / **した**経験がある・・・**9割**

国立教育政策研究所生徒指導・進路指導センター
いじめ追跡調査2013-2015



いじめは「どの学校にもどの子どもにも起こりうる」

いじめの「認知件数」が少ない場合、いじめを見逃していたり、見過ごしているのではないかと考えるべき。

チェック

- 「いじめ」という行為はそもそも**大人の目には見えにくく**、完全に発見することは不可能。つまり、教員が認知できた件数は、あくまでも**真の発生件数の一部にすぎない**。

(2) いじめに対する措置

ポイント

いじめの訴えが児童生徒や保護者からあった場合は、教職員が抱え込むことなく組織的な対応を行う。

第23条(いじめに対する措置)

いじめ防止対策推進法

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する**学校への通報その他の適切な措置をとる**ものとする。

相談を受けた特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策委員会に報告を行わないと、規定の違反になる。

いじめの情報共有は、法律に基づく義務であり、公立学校の教職員が怠ることは地方公務員法上の懲戒処分になり得る。

チェック

- **先生個人が、事案を抱え込んだり、経験則で対応不要と個人で判断せず、学校いじめ対策委員会に通告すること。**
- 事実関係を把握し、**いじめであるか否かの判断や対応については、学校いじめ対策委員会で行うこと。**
- あなたが、いじめを発見、又は児童生徒から相談を受けた場合の報告先
(例) ●●先生



(3) いじめ・問題行動等発生時の対応

ポイント

関係生徒からの事実の確認(5W1H)をし、組織的な対応をする

報告の流れ

- ① 認知した教員
- ② 生徒指導主任
- ③ 主幹教諭
- ④ 副校長・教頭
- ⑤ 校長

いじめ・問題行動の発生

関係生徒からの事実の確認

事実の概要が判明次第、以下を参考に審議する委員会を判断する

※ 原則、事実確認の役割分担は、生徒指導主任が行う。
主幹教諭は、生徒指導主任を指導助言する。

※ 左記の報告経路を優先し、クラス担任等の必要と認める教職員には順次連絡を行うこと。

- 校則違反事案
- 法令違反事案
- その他指導事案 など

- 生徒間のトラブル
- 無視をされた
- からかわれた
- いじめの疑い など

生徒指導委員会

- 生徒指導措置の審議
- 該当生徒への指導方針の立案
- 「いじめ」の疑いが認められた時には、(注1)いじめ対策委員会への移行もある。

いじめ対策委員会

- いじめか否かの判断
- 情報収集(アンケート等)
- 被害生徒・保護者への支援計画の立案
- 加害生徒への指導計画の立案
- 加害保護者への助言

(注1)

チェック

- 「いじめ」が認められた時に、一律に指導措置の内容を決定するのではなく、それぞれの事案に応じた指導措置を検討するものとする。
- 委員会が開かれた際には確実に**議事録を作成し、対応の流れを記録する。**

いじめの発見



1 情報を集め組織的に共有する

- 教職員、児童生徒、保護者、地域、その他から「いじめ対策委員会」に情報(アンケート結果を含む)を集約

2 指導・支援体制を組む

- 「いじめ対策委員会」で指導・支援体制を組む
- ※管理職のリーダーシップ

3-A 児童生徒への指導・支援を行う

- いじめられた児童生徒にとって信頼できる人と一緒に寄り添い支える体制をつくり、いじめから救い出し、徹底的に守り通す。
- いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

3-B 保護者と連携する

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒(加害・被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連絡方法について話し合う、

チェック

- 学級担任等が抱え込まず、「学校いじめ対策委員会」で迅速かつ的確に対応する。**
- 日常的な児童生徒の観察、定期的な面談・アンケートにより早期発見に努力する。
- 的確に、いじめの疑いに関する情報を共有すること。

(4) いじめの重大事態とは

第28条(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「**重大事態**」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の**生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある**と認めるとき。

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が**相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある**と認めるとき。

いじめ防止対策推進法

チェック

□ 重大事態の例として

- ①児童生徒が自殺を企図した場合
- ②心身に重大な被害を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④いじめにより転学等を余儀なくされた場合
- ⑤いじめが原因で長期欠席を余儀なくされた場合 等

□ 不登校重大事態の定義は、**欠席日数が年間30日**であることを目安としている。**欠席が30日を超えているにも拘わらず、いじめの認知にいたっていない場合や重大事態と捉えていない場合がある。**

(5) いじめの解消について

ポイント いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の **2つの要件が満たされている必要**がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断するものとする。



加害生徒を反省させ、謝罪させたからといって、すぐに解消となるわけではない!

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える **行為が止んでいる状態が相当の期間継続**していること。この相当の期間とは、**少なくとも3か月を目安**とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により **心身の苦痛を感じていないと認められる**こと。

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- ・いじめの解消の定義に基づき判断した結果、解消と判断できない事案が多くなる。
- ・いじめについて、丁寧かつ慎重に対応することとなるため、**解消率が前年と比較して下がることは問題ではない。**

文部科学省「生徒指導担当者連絡会」2019年度行政説明資料



- 疑わしいもの(「あれっ」とか「おかしいな」と思われるもの)全てを **法律で設置義務とされている各学校の対策「組織」へ通知・報告**
- 「何がいじめにあたるのか」は、**「いじめ防止対策推進法」の定義にしたがって判断すること**
➡ 定義の意味を周知・徹底し、個々人が **自分なりの限定した解釈をしない**
- 学校や家庭・地域・関係機関等の相談機能の充実・整備が不可欠
- 児童生徒だけでなく、教職員・保護者・地域住民が当事者意識 (**いじめを自分たちの解決課題として捉えるモチベーション**)をもつことが不可欠